第1章　計画策定の背景

1-1　気候変動の影響

人間活動等に起因して大気中に放出される温室効果ガスによって地球が暖められる現象を「地球温暖化」といいます。

近年、地球温暖化に伴う影響で異常気象や雪氷の融解、海面水位の上昇が世界的に観測されています。IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）が令和3（2021）年8月に発行した第6次評価報告書第1作業部会報告書では、**「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」**と述べられ、将来の影響予測として、世界平均気温は少なくとも今世紀半ばまでは上昇を続けることが予測されています。

気候変動の影響は、降水量や海面水位の変化、生態系の喪失といった自然界における影響だけでなく、インフラや食料不足、水不足等人間社会を含めて深刻な影響が想定されています。

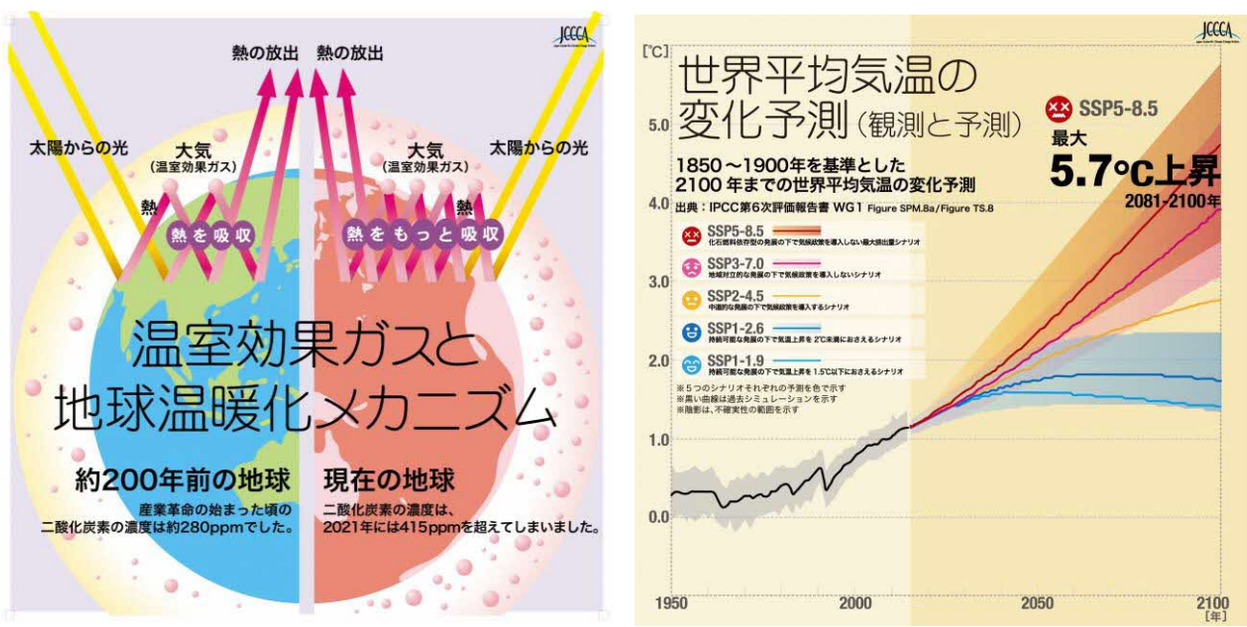

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

図1-1　地球温暖化の仕組みと世界平均気温の変化予測

1-2 地球温暖化対策を巡る国内外の動向

(1)国際的な動向

平成27(2015)年に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、京都議定書以降初めて、法的拘束力のあるパリ協定が採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として、**「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」**が掲げられています。

また、平成30(2018)年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇について、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、**「世界の二酸化炭素の排出量を2030年までに2010年比で約45%削減」**し、**「2050年頃には正味ゼロ」**とすることが必要であると示されています。

こうした状況を踏まえ、世界各国でカーボンニュートラル実現に向けた取組が進められています。

コラム

「カーボンニュートラルとは?」

カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」※から、植林、森林管理などによる「吸収量」※を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

※ここでの温室効果ガスの「排出量」「吸収量」とは、いずれも人為的なものを指します。

カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減 並びに 吸収作用の保全及び強化をする必要があります。

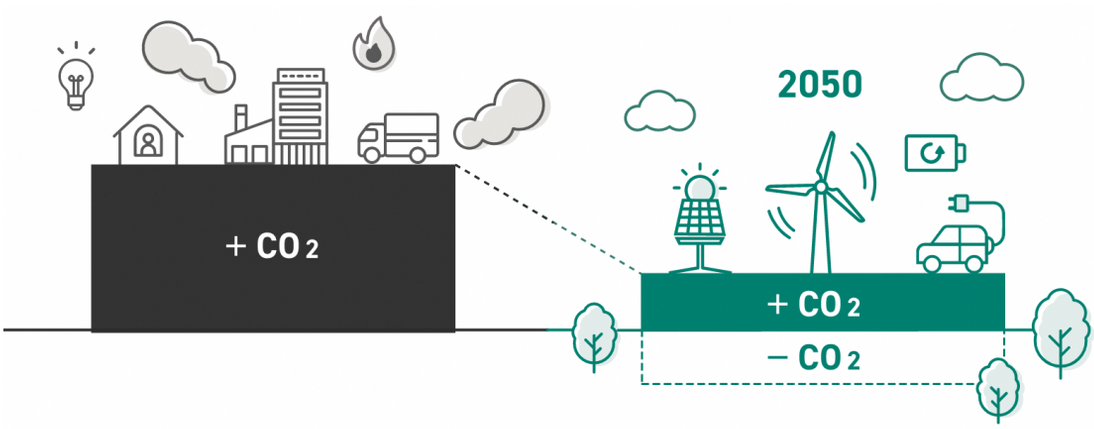

出典:脱炭素ポータル

また、平成27（2015）年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、17の目標と169のターゲットからなる「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられています。これは先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、国だけでなく地方公共団体、住民、事業者等全ての個人、団体が取組主体となっています。17の目標は、経済、社会、環境の三側面を含むものであり、相互に関連しているため、統合的な解決が求められています。

気候変動対策や再生可能エネルギーの拡大、森林保全等、地球温暖化対策をはじめとする環境問題の解決と同時に、社会、経済面の統合的向上を図る必要があります。

出典：国連広報センター

図1-2 SDGs17の目標

コラム

「SDGsのウェディングケーキモデル」

SDGsは17の目標と169のターゲットから構成されますが、これらの目標の相互の関係性を示すものとして、「SDGsのウェディングケーキモデル」があります。

本モデルでは、「経済」は「社会」に、「社会」は「（自然）環境」に支えられて成り立つという考え方を示しており、パートナーシップで環境・経済・社会の課題に統合的に取り組み、持続可能な社会への変革を目指すことの必要性を示しています。

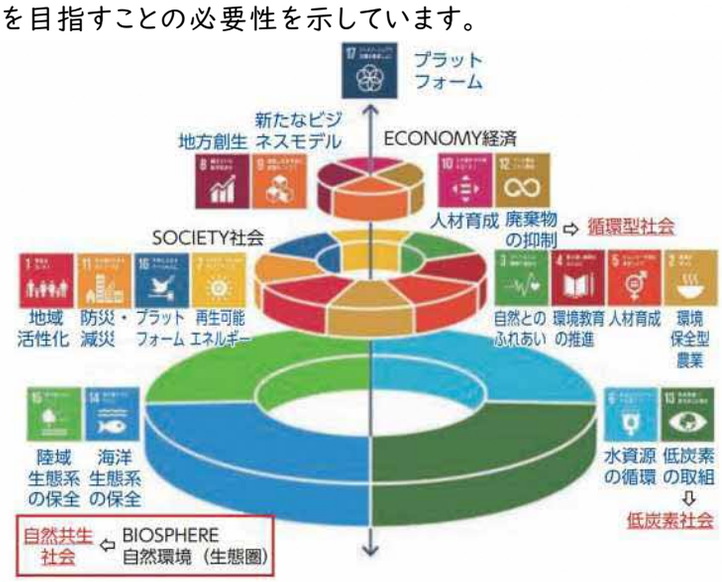

資料：Stockholm Resilience Centre の図に環境省が追記

出典：令和6年版環境・循環型社会・生物多様性白書

（2）国内の動向

カーボンニュートラルに向けて

国内では、内閣総理大臣が令和2（2020）年10月の所信表明において、**「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」**ことを宣言しました。

さらに、令和3（2021）年4月には、地球温暖化対策推進本部において、**「2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」**旨が公表され、同年6月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）が改正されました。

温対法では、令和32（2050）年までの脱炭素社会の実現を見据え、地域脱炭素化促進事業に関する規定の追加等、地域における脱炭素化を促しています。

また、令和5（2023）年5月には、GX（グリーントランスフォーメーション）を通じて脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現するため、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」が施行されました。

こうした国内外の潮流を受け、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す旨を表明する地方公共団体は増加し、全国各地で脱炭素化に向けた取組が進められています。

令和6（2024）年9月末現在、全国1,122自治体、兵庫県内では、25自治体が「2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明している状況です。

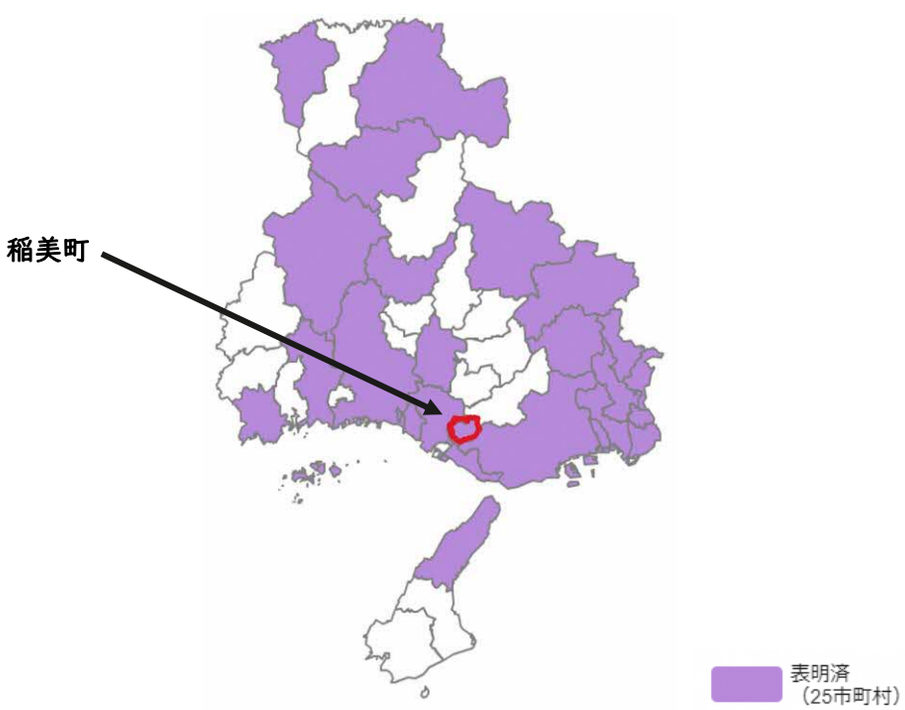

出典：環境省

図1-3 兵庫県内の自治体におけるゼロカーボンシティ表明状況

気候変動の「適応」に向けて

地球温暖化を極力抑制する取組いわゆる「緩和」が進められる一方で、地球温暖化の影響は現在も顕在化しており、観測記録を更新するような異常気象が私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。異常気象は今後も頻繁に発生し、深刻化することが懸念されており、変化する気候のもとで悪影響を最小限に抑える**「適応」**が不可欠になります。

日本では、国全体が気候変動の影響を回避し低減することを目的として「気候変動適応法」が平成30（2018）年に制定され、令和6（2024）年4月には熱中症対策強化のため、同法が改正されました。「気候変動適応法」では、各地域が自然や社会経済の状況に合わせて適応策を実施することが盛り込まれており、将来の気候変動の影響に備えるため、「地域気候変動適応計画」を策定する自治体が増えています。

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

図Ⅰ-4 地球温暖化と緩和策、適応策の関係

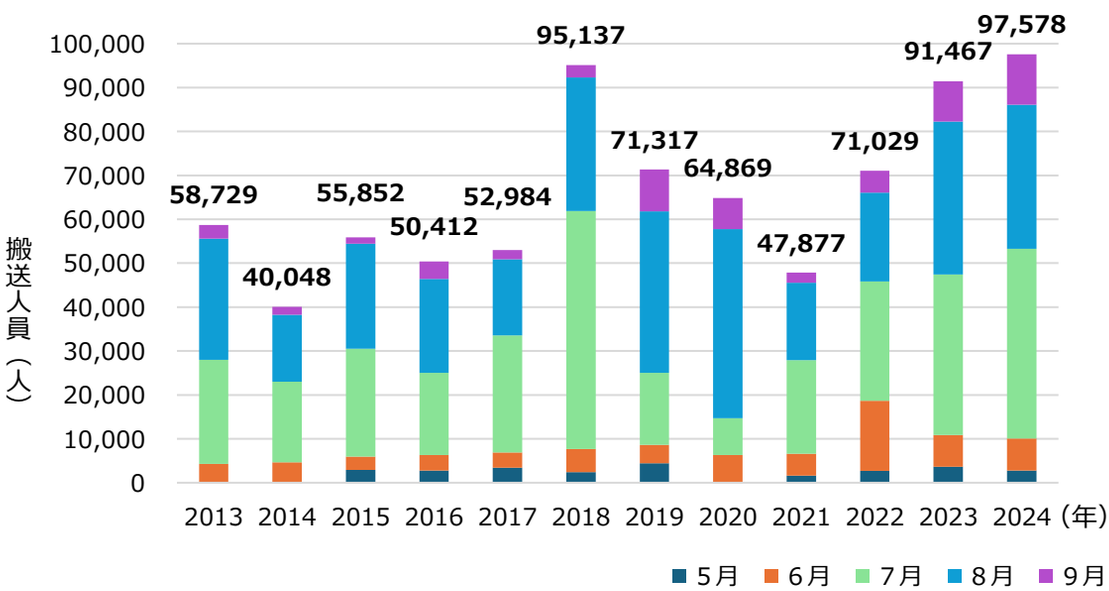

総務省熱中症による救急搬送状況のデータを基に作成

※平成25（2013）年、平成26（2014）年、令和2（2020）年の5月は調査データなし。

図 Ⅰ-5 熱中症による救急搬送人員の推移

（3）兵庫県の取組

兵庫県では、平成7（1995）年7月に施行した「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、平成8（1996）年6月に「兵庫県環境基本計画」を策定し、平成31（2019）年2月には環境基本計画の4度目の改訂を行い、「第5次兵庫県環境基本計画」を策定しました。「第5次兵庫県環境基本計画」では、「環境を優先する社会へ地域が先導し、“恵み豊かなふるさとひょうご”を次代につなぐ」を基本理念に、「低炭素」「自然共生」「地域力」「資源循環」「安全・快適」の5項目から20の重点目標を設定し、推進しています。

また、令和4（2022）年3月に、兵庫県の区域に関する温室効果ガス排出量の削減に関する目標及び目標達成に向けた取組等について定めた「兵庫県地球温暖化対策推進計画　～脱炭素社会に向けて～」を策定しました。

兵庫県が行う事務事業における温室効果ガス排出量については、令和3（2021）年3月に「環境率先行動計画　～ひょうごエコアクションプログラム・ステップ6～」を策定、令和5（2023）年3月に改訂し、削減に向けた取組が進められています。

1-3 稲美町の取組

本町では、平成14（2002）年3月に持続可能な発展を目指して、環境に関わる施策を総合的・計画的に推進するため「稲美町環境基本計画」を策定し、平成24（2012）年3月に改訂を行い「第2次稲美町環境基本計画」を策定しました。

また、令和4（2022）年3月に、町及び職員が地球温暖化対策を率先して実行するための行動指針として、第5期となる「稲美町地球温暖化対策地方公共団体実行計画」（以下、「事務事業編」という。）を策定しました。

さらに、令和5（2023）年2月には、2050年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指す**「稲美町ゼロカーボンシティ宣言」**を表明しました。

この度、脱炭素社会実現に向けた基本方針や具体的な目標を定めるとともに、気候変動による悪影響に対応するため、「稲美町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定します。

表1-1 過去5年の稲美町の取組

年度	取組内容
令和2年 （2020）	・回収したペットボトルを新たなペットボトルに再生するリサイクル事業である「ボトル to ボトルリサイクル事業」に参画 ・いなみ野体育センター照明設備等改修事業（照明LED化等）
令和3年 （2021）	・「稲美町地球温暖化対策地方公共団体実行計画（第5期）」を策定
令和4年 （2022）	・「稲美町ゼロカーボンシティ宣言」を表明 ・稲美北中学校技術教室棟等大規模改造事業（照明LED化等）
令和5年 （2023）	・庁舎の電力に実質上再生可能エネルギーとして環境価値が与えられる再エネエコプランを導入 ・従来の「住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度」を蓄電池設備の設置に対しても補助金を交付するように改定 ・「省エネ家電等買替促進補助金制度」を実施 ・庁舎維持改修事業（空調設備更新、照明LED化等） ・農村環境改善センター改修事業（空調設備更新、照明LED化等） ・天満幼稚園大規模改造事業（照明LED化等）
令和6年 （2024）	・「電気自動車等導入支援補助金制度」を開始 ・公用車にEV車を2台導入 ・「太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入事業」に参画 ・学校体育館照明設備等更新事業（母里小学校、天満小学校、稲美中学校）